

連載!

諸外国の信託活用事情

第18回



米国の民事信託に関する訴訟 (7)

一般社団法人民事信託活用支援機構 代表理事

たかはし ともひこ
高橋 倫彦



50年に及ぶ信託業務の経験を持つ。外資系信託銀行や信託会社の免許取得を行い、その役員を歴任。特に家族のための信託の分野では日本でも数少ない専門家で、プライベートバンキングの豊富な経験に基づき承継問題への信託を用いた画期的な解決策の構築を強みとしている。海外の信託にも通じている。著書は、『受益権複層化信託の法務と税務』『信託を活用した「ケース別」相続・贈与・事業承継対策』（いずれも共著、日本法令）等、記事は『週刊T & A master』No.598「受益権複層化信託の所得課税」等。受益権複層化信託については、長い実務経験を生かし、深い理論研究を行っている。

今回紹介する米国の民事信託に関する訴訟事案では、受託者が信託金を受益者である子の教育および医療の費用の支払いに充てました。受託者のこの費用の支払権限は、信託証書に明記されていましたが、この受託者は離婚して個人的にこの子の養育費として教育および医療費の支払義務を負っていたので、この支払いを受託者の固有財産からではなく信託財産から行ったことが、受託者の信任義務違反になるとして訴訟になりました。

原告の受益者がニューヨーク州検認裁判所 (Surrogate Court) に被告の受託者に対して信任義務違反による不当な会計処理の裁判上の清算を請求し、同裁判所はこの請求を容認しましたが、同州の高位裁判所 (Supreme Court) の上訴部 (Appellate Division) は、受託者の会計処理に対する原告の異議申立を却下して、事案を原審に差し戻しました。原告の上訴を受けた同州最高上訴裁判所 (Court of Appeals) は、受託者の受益者に対する忠実義務の違反に関する事実確認手続が原審において未済であるとし

て、再度事案を原審に差し戻しました。

日本においても、離婚した受託者が自らの教育および医療費等の養育費の支払義務の履行のために信託金を充てることは、受託者の利益相反行為として禁止される可能性があります。

そこで、この訴訟の経過と論点をニューヨーク州最高上訴裁判所の判決文の要約により、以下に詳しく追ってみましょう。

【受託者による教育資金等の支払いの是非が問われた訴訟事案】

In re Estate of Burton Wallens, deceased

Court of Appeals of New York, docket no. 不明

Maggie Wallens, 原告、上訴人

Charles Wallens, 被告、被上訴人

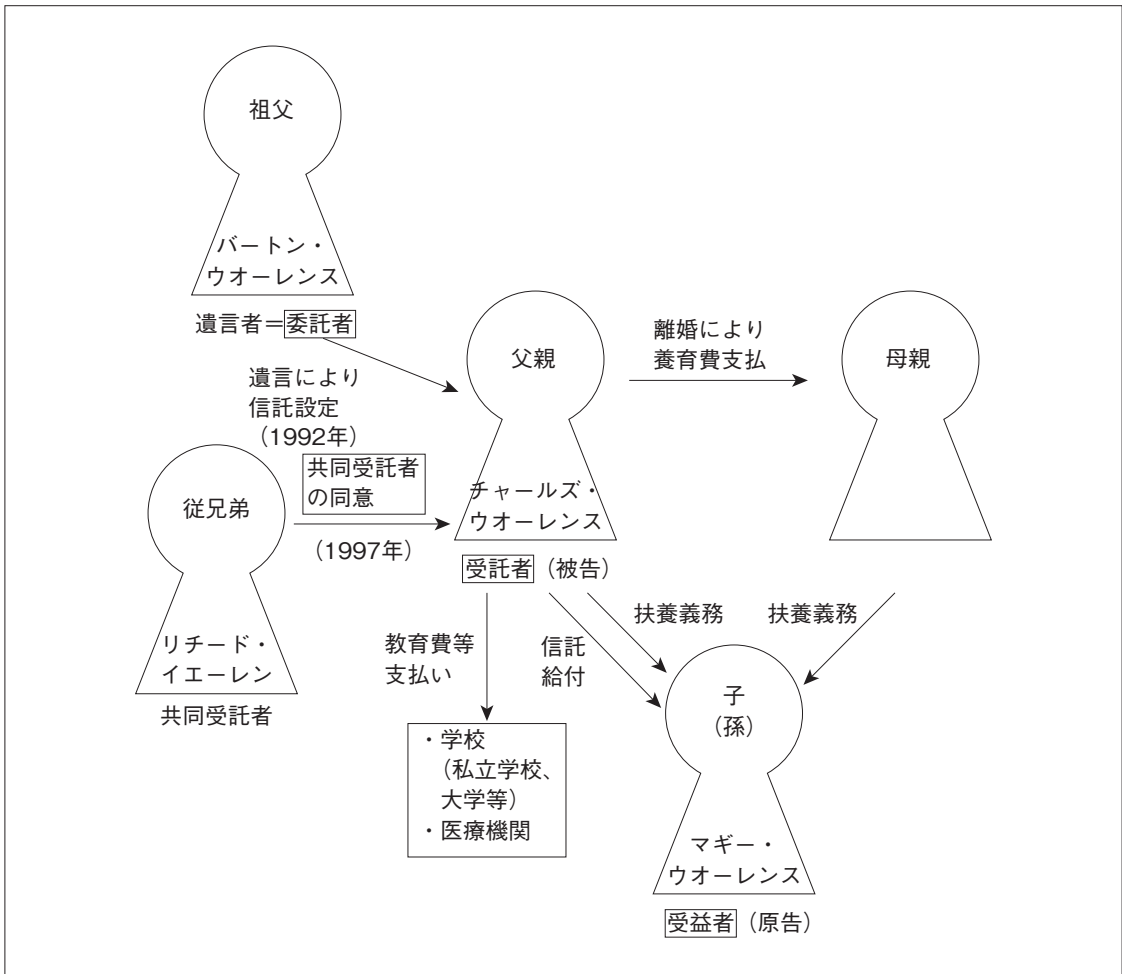
Decided: October 18, 2007



1 事実関係

1992年に遺言者バートン・ウォーレンスは当時10歳だった孫のマギー・ウ

■ 訴訟事案の家族関係と信託関係



オーレンス（以下、「マギー」という）のために20万ドルの遺言信託を設定する旨の遺言書を作成し、マギーの父親のチャールズ・ウオーレンス（以下、「父親」という）と遺言者の従兄弟の弁護士リチャード・イエーレン（以下、「イエーレン」という）を共同受託者に指名した。信託証書は「受託者はマギーに対して、彼女の適切な扶養、教育、生計および一般の福祉のために受託者が望ましいと考える金額を、その必要の都度信託収益から、および時々信託元本から年次に分配ま

たは支払いをすることができる。また分配または支払いをしなかった信託収益は受託者の裁量により信託内に蓄積される。このように蓄積された利益は投資または再投資され、マギーを助けまたは彼女のために支払うことができる。」と述べていた。またこの信託はマギーが30歳になった時に終了し、残余の信託元本と信託収益は彼女に分配されると規定していた。

1995年にマギーの両親は離婚した。この時マギーは13歳で、私立学校に通

学していた。その1年前に両親は別居し、その別居契約において、父親が母親に対してマギーの生計費、一定の教育および医療の費用等を支払うことに合意した。この中には私立学校の教育費も含まれていた。1995年の離婚判決には、別居契約の一部の条項を含んでいたが、この契約を合体しなかった。離婚判決は父親に対して次の追加的支払義務を課した。

(1) この子を通うエルムウッド・フランクリン・スクール、ニコール・スクール等の私立学校^(注)における教育費、および大学の教育費の全額

(2) 保険でカバーされないこの子のすべての医療費および歯の治療費

注：両校とも約130年の歴史のあるニューヨーク州バッファロー市の名門校。

1997年に遺言者は死亡した。遺言書は検認され、父親がイエーレンと共に共同受託者になった。この時父親はイエーレンの同意を得て信託財産からマギーの私立学校の教育費の支払いを開始した。その後マギーが父親と住むことになり、父親はマギーの扶養費の支払義務の減額または排除を請願した。2000年にニューヨーク州高位裁判所は父親のこの支払義務を軽減する命令を発し、遺言者がマギーのために設定した信託は、大学の通常・普通の経費・費用の支払いのために使われる旨指示した。

2 訴訟経過

2003年マギー（21歳）が提起した、父親の義務違反による不当利得の清算・

償還請求（accounting）に関し、同州検認裁判所は父親に対してその不当利得の裁判上の清算を命令した。マギーは、父親が彼女の中等教育と一部の医療費用を信託財産から支払ったとの信託会計報告書に対し異議を唱えた。マギーは、その異議の中で「1995年の離婚判決は父親に対して一定の教育および医療費用の支払いを個人的に行うことを求めている。この費用は信託財産から払うべきではない。信託財産は留保され、30歳の誕生日に私に交付されるべきである」と主張した。

2005年3月に同州検認裁判所は、証拠調べのための証言聴取を指示した。しかし、聴取記録を調査した結果そのような聴取が行われていなかったことが判明した。それにもかかわらず、同裁判所は、私立中学校教育費用および医療費用の支払いのための信託金の充当に対するマギーの異議および彼女の個人的支払費用の補償を是認し、父親に対して信託財産への返済を命じた。ただし、大学教育関連支出は2000年の同州高位裁判所の命令において認められているので、この支出が不当であるとする彼女の異議を却下した。

その後、受託者からの上訴を受けて、同州高位裁判所の上訴部は原審である同州検認裁判所の命令を修正し、原告の異議を全面的に却下し、その決定に沿った手続きを行うように、原審に事案を差し戻した。

上訴部は「父親はマギーに対する忠実義務に違反して自己取引をしたわけではない、彼は信託設定遺言の中で遺言者により認められた方法に従って正確に信託

金を使用した」と結論付けた。この差し戻しを受けて、原審は受託者の信託会計報告書を承認した。

3 同州最高上訴裁判所の審理

当裁判所は、後述の理由により、父親が忠実義務に基づき彼の娘の利益のために誠実に共同受託者として行為したかどうかについての聴聞を執行するように、この事案を再度同州検認裁判所へ差し戻す必要があると結論付けた。

当裁判所は、信託証書の条文が信託金を教育および医療費用の支払いに充てることを明示的に認めているので、これらの支出が信託により許容される支出の種類に入るとの上訴部の意見に同意した。しかし広範な裁量権が与えられているとしても、受託者は信託証書の条文の執行において合理的に誠実に行為することが求められる。父親は裁判所からマギーの大学教育費を信託財産から支出することの承認を取っているが、彼は中等教育費および一定の医療費に関する彼の個人的支払義務の履行のために信託財産を使うことについて裁判上の承認を得ていない。

したがって、当裁判所はこの支払いが誠実にかつ受益者の利益の増進のために容認されるかどうかを決定するための聴聞を行うために、この事案を再度同州検認裁判所に差し戻す。

4 同裁判所の判決

以上により、裁判所に提起された再審理の対象である上訴部の決定とそれに基

づく検認裁判所の判決は破棄された。この判決に基づく更なる審査手続のために、この事案は同州検認裁判所に差し戻されるべきである。

5 筆者のコメント

(1) 養育費支払義務

この米国の事案では、離婚判決で父親の母親に対する養育費の支払いが命じられました。日本でも、親の子に対する扶養義務は離婚後も残るので、親の一方が子を引き取り監護する場合は、他方の親は、その子が離婚前と同程度の生活ができるように、その監護費用としてその養育費を負担する義務を負います（民法766条1項）。この負担は両親の協議により決定されますが、協議が調わない場合は家庭裁判所が決定します。

(2) 受託者の利益相反行為

この米国の事案では、受託者による信託財産からの教育費等の支払いの可否が問題になりました。この信託設定時には両親がまだ離婚をしていなかったのも、委託者である祖父の主たる信託目的がかわいい孫に財産を残すことであったかもしれませんが、息子夫婦の教育費負担を軽減することであったかもしれません。また、息子夫婦の離婚の可能性が差し迫っていたので、離婚後に孫が路頭に迷い、きちんとした教育を受けられなくなることの危惧して孫の教育資金を用意したのかもしれません。信託財産からの支出について信託証書に明文の規定がないのであれば、信託目的の記述から委託者

である祖父の信託設定の意図を確認する必要があります。そこで、ニューヨーク州最高上訴裁判所は同州検認裁判所に対して、委託者がこの支払いを許容する意図であったかどうかの聴聞を行うよう命令しました。

日本の信託法は受益者の利益と受託者の固有の利益が相反する受託者の行為として、いわゆる自己取引に加えて、受託者が「信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定すること、その他第三者との間において信託財産のためにする行為であって、受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなる」間接取引を禁じています（同法31条1項4号）。

ただし、信託行為にこれらの行為を許容する定めがある時（同条2項1号）、また、受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、または当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的および態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の

事情に照らして正当な理由があるとき（同条2項4号）は許容されます。

したがって、受託者が父親として負担している養育費支払債務の支払いを、固有財産からではなく信託財産から行うことが利益相反行為になるかならないかは、その信託行為にこれを許容する定めがあるか否か、定めがなくても正当な理由があるか否かによります。

なお、教育資金贈与信託の場合は、その信託契約書のひな型に親の負担する扶養義務にかかわらず、信託財産から孫への教育資金支出を許容する旨の明文の定めはありません。しかし委託者である祖父母は親に扶養義務があることを承知のうえで孫のためにこの信託を設定しています。また受託者である信託銀行等は、扶養義務を負っていないので、この信託財産から教育資金を支出することは利益相反にはなりません。

（3）紛争の予防措置

それではこの米国の事案のような紛争を予防するためにはどうしたらよいでしょうか。そのためには信託行為に信託目的と受託者の権限をできるだけ明確に規定することだと思われます。